

生駒市景観計画

(改定案)

令和8年〇月

2. 景観形成地区における行為の制限に関する事項

(1) 広域幹線沿道地区

(2) 生駒駅前北口再開発地区

(3) 宝山寺参道沿道地区

① 宝山寺門前参道区域

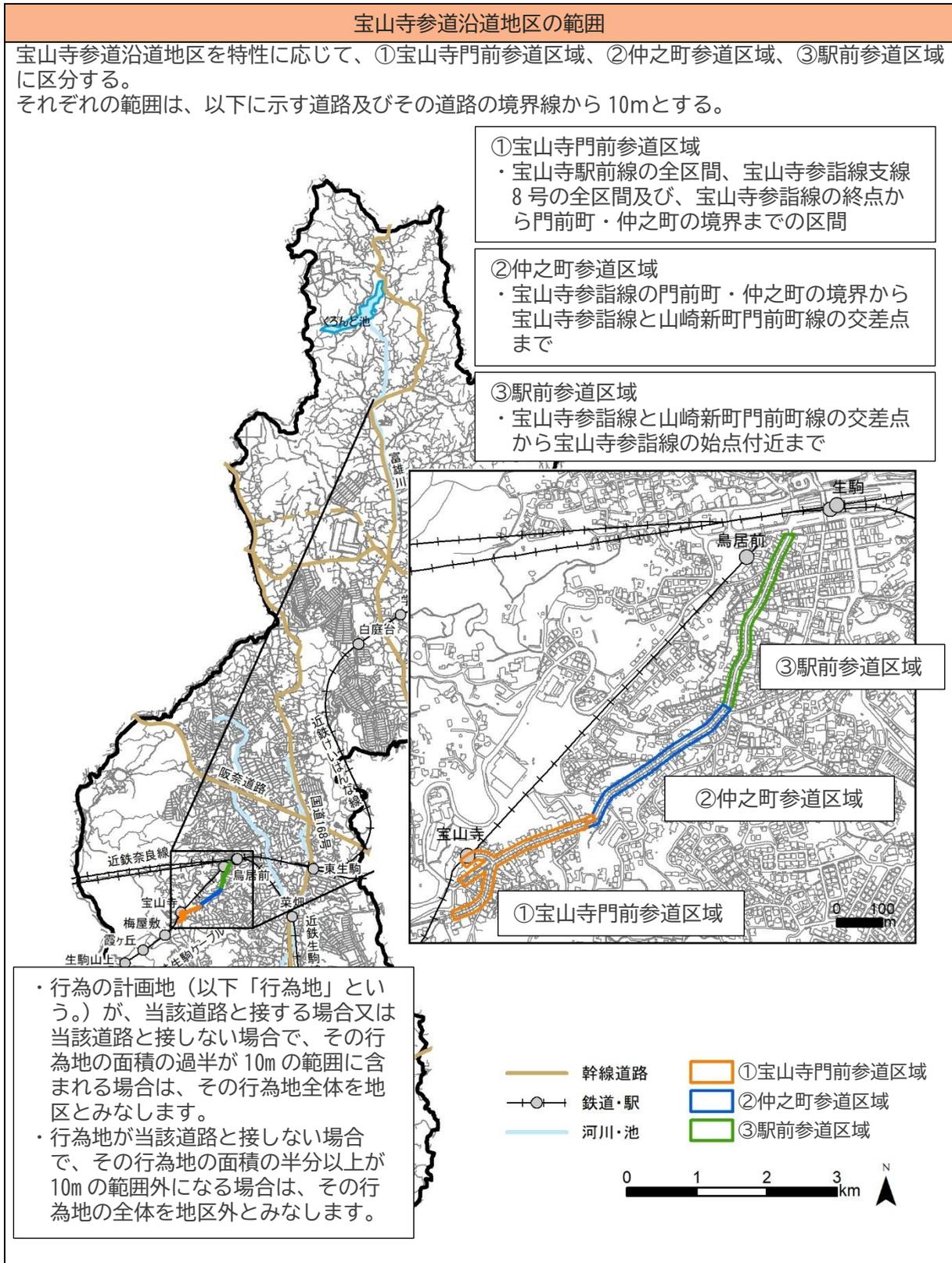
② 仲之町参道区域

③ 駅前参道区域

宝山寺参道沿道地区（景観形成地区）

（3）宝山寺参道沿道地区（景観形成地区）

1) 地区の範囲



①宝山寺門前参道区域

2) ①宝山寺門前参道区域の良好な景観の形成に関する方針

良好な景観の形成に関する方針
○建物の形態に配慮することで、山並みや街並みへの眺望を守ります。
○参道として、これまで受け継がれてきた道の趣きを保全します。
○古くから続く参道のにぎわいを守りながら、活気ある街並みを形成します。
○沿道の植栽などを通じて、四季の移ろいを感じられる緑豊かな空間を創出します。

3) ①宝山寺門前参道区域の届出対象行為

行為	宝山寺門前参道区域	
建築物の新築又は移転	すべての建築物	
建築物の増築又は改築	行為に係る建築面積が 10 m ²	
建築物の外観の変更	行為に係る面積が 10 m ²	
工作物の新設又は移転 <ol style="list-style-type: none"> 1 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの 2 煙突（支枠及び支線があるものについては、これらを含む。）その他これに類するもの 3 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。） 4 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの 5 ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設 6 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの 7 自動車車庫の用途に供するもの 8 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの 9 道路境界線側に設置する垣又は柵（門柱及び門扉を含む。） 10 上記 1～9 に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの 	すべての工作物	
	工作物の増築又は改築	行為に係る築造面積が 10 m ²
	工作物の外観の変更	行為に係る面積が 10 m ²
	開発行為	行為地の面積 500 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10m
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）	行為地の面積 500 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10m
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為地の面積 500 m ² 又は物件の堆積の高さが 2m

4) ①宝山寺門前参道区域の景観形成の基準

行為	事項	宝山寺門前参道区域
共通		<ul style="list-style-type: none"> 参道の趣きを尊重するとともに、参道と調和のとれた景観となるように配慮し、良好な沿道景観の維持に努めること。 参道から見える矢田丘陵や市街地への眺望を遮らないように配慮すること。
建築物の新築又は移転等	配置、規模及び高さ	<ul style="list-style-type: none"> 街並みの連続性に配慮した配置及び規模とすること。 参道からの眺望に配慮し、高さはできる限り低層とすること。 駐車場を設ける場合は、参道から目立たない位置に配置すること。 行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。
	形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和し、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とすること。 軒・庇を設置するなど、参道にふさわしいデザインを取り入れること。 店舗の軒先には、人が気軽に立ち寄れる空間を設けるなど、まちのにぎわいの演出に努めること。 屋上施設は屋根の中に収めるか、壁面の立ち上げにより修景を行い、露出させないように配慮すること。 歩行者等に圧迫感を与えないように配慮すること。 外部に設ける建築設備^{※1}は、参道から目立たないように配慮すること。 屋外階段、バルコニー等を設ける場合は、これらを含む建築物全体と調和させること。 照明の種類や配置に配慮し、温かみのある光が作り出す参道らしい夜間景観の演出に努めること。 駐車場を設ける場合は、出入り口に供する部分を除き塀、垣又は柵を設けて、自動車が参道から目立たないように配慮すること。 建築物に取り付けられた広告物については、建築物の意匠として計画すること。 塀、垣又は柵を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態及び意匠とすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 別に定める色彩に関する景観形成基準（市街地景観区域-商業系）に適合するとともに、良好な周辺の景観と調和させること。 多くの色彩や強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和した素材を使用すること。 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮すること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 行為地が 500 m²以上の場合は、樹木等により緑化し、行為地内の緑化面積^{※2}は行為地面積の3%以上とし、原則として参道側に配置すること。 緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺の景観と調和させること。
工作物の新設又は移転等	配置、規模及び高さ	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和のとれた配置、規模及び高さとすること。 駐車場を設ける場合は、参道から目立たない位置に配置すること。 行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。
	形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和し、バランスのとれた形態及び意匠とすること。 歩行者等に圧迫感を与えないように配慮すること。 照明の種類や配置に配慮し、温かみのある光が作り出す参道らしい夜間景観の演出に努めること。 塀、垣又は柵を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態及び意匠とすること。 駐車場を設ける場合は、出入り口に供する部分を除き塀、垣又は柵を設け、自動車が参道から目立たないように配慮すること。

	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・別に定める色彩に関する景観形成基準（市街地景観区域-商業系）に適合するとともに、良好な周辺の景観と調和させること。 ・多くの色彩や強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な周辺の景観と調和した素材を使用すること。 ・反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮すること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地が 500 m²以上の場合は、樹木等により緑化し、行為地内の緑化面積^{※2}は行為地面積の 3%以上とし、原則として参道側に配置すること。 ・緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺の景観と調和させること。
開発行為	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り現況の地形を生かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮すること。 ・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺の景観と調和を図ること。 ・擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材とすること、又は前面若しくは頂部の緑化など周辺の景観と調和を図ること。 ・行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 ・塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観と調和した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、良好な周辺の景観と調和させること。
土地の形質の変更	方法	<ul style="list-style-type: none"> ○共通 <ul style="list-style-type: none"> ・行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 ・塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観と調和した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、良好な周辺の景観と調和させること。 ○土石の採取、鉱物の掘採 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として行為地周囲の緑化を行うこと。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺の景観と調和を図ること。 ・採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 ○土地の開墾、その他の土地の形質の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・できる限り現況の地形を生かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮すること。 ・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺の景観と調和を図ること。 ・擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材とすること、又は前面若しくは頂部の緑化など周辺の景観と調和を図ること。 ・原則として行為地周囲の緑化を行うこと。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺の景観と調和を図ること。
物件の堆積	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。 ・高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。 ・行為地周囲の緑化を行うなど、原則として周囲の道路等からの遮へいを行うこと。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺の景観と調和を図ること。 ・行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 ・塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観と調和した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、良好な周辺の景観と調和させること。

- ※1 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。
- ※2 緑化面積とは、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定の例による算定した植栽面積をいう。

5) 色彩に関する景観形成基準

- ①宝山寺門前参道区域の色彩基準については、市街地景観区域の商業系と同じ基準とします。

②仲之町参道区域

2) ②仲之町参道区域の良好な景観の形成に関する方針

良好な景観の形成に関する方針	
○建物の形態に配慮することで、山並みや街並みへの眺望を守ります。	
○参道として、これまで受け継がれてきた道の趣きを保全します。	
○参道のにぎわいと両立した、良好な住環境の形成を図ります。	
○沿道の植栽などを通じて、四季の移ろいを感じられる緑豊かな空間を創出します。	

3) ②仲之町参道区域の届出対象行為

行為	仲之町参道区域	
建築物の新築又は移転	すべての建築物	
建築物の増築又は改築	行為に係る建築面積が 10 m ²	
建築物の外観の変更	行為に係る面積が 10 m ²	
工作物の新設又は移転	1 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	すべての工作物
	2 煙突（支柱及び支線があるものについては、これらを含む。）その他これに類するもの	
	3 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）	
	4 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	
	5 ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	
	6 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	
	7 自動車車庫の用途に供するもの	
	8 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	
	9 道路境界線側に設置する垣又は柵（門柱及び門扉を含む。）	
	10 上記 1～9 に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	
工作物の増築又は改築	行為に係る築造面積が 10 m ²	
工作物の外観の変更	行為に係る面積が 10 m ²	
開発行為	行為地の面積 500 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10m	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）	行為地の面積 500 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10m	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為地の面積 500 m ² 又は物件の堆積の高さが 2m	

4) ②仲之町参道区域の景観形成の基準

行為	事項	仲之町参道区域
共通		<ul style="list-style-type: none"> 参道の趣きを尊重するとともに、参道と調和のとれた景観となるように配慮し、良好な沿道景観の維持に努めること。 参道から見える矢田丘陵や市街地への眺望を遮らないように配慮すること。 参道から見える生駒山の緑の稜線への眺望を遮らないように配慮すること。
建築物の新築又は移転等	配置、規模及び高さ	<ul style="list-style-type: none"> 街並みの連続性に配慮した配置及び規模とすること。 参道に面する建築物の各部分の高さ(H)は、前面道路の反対側の境界線からの水平距離(D)との比が、1以上になるようにすること。(D/H=1以上) 駐車場を設ける場合は、参道から目立たない位置に設置すること。 行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。
	形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和し、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とすること。 軒・庇を設置するなど、参道にふさわしいデザインを取り入れること。 屋上施設は屋根の中に収めるか、壁面の立ち上げにより修景を行い、露出させないように配慮すること。 歩行者等に圧迫感を与えないように配慮すること。 外部に設ける建築設備^{※1}は、参道から目立たないように配慮すること。 屋外階段、バルコニー等を設ける場合は、これらを含む建築物全体と調和させること。 照明の種類や配置に配慮し、温かみのある光が作り出す参道らしい夜間景観の演出に努めること。 駐車場を設ける場合は、出入り口に供する部分を除き塀、垣又は柵を設けて、自動車が参道から目立たないように配慮すること。 建築物に取り付けられた広告物については、建築物の意匠として計画すること。 参道際から壁面を後退する時は、良好な周辺の景観と調和した塀、垣又は柵を設けること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 別に定める色彩に関する景観形成基準(市街地景観区域-住居系)に適合するとともに、良好な周辺の景観と調和させること。 多くの色彩や強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和した素材を使用すること。 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮すること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 行為地が500㎡以上の場合は、樹木等により緑化し、行為地内の緑化面積^{※2}は行為地面積の3%以上とし、原則として参道側に配置すること。 緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺の景観と調和させること。 参道側は樹木等によりできる限り緑化すること。
工作物の新設又は移転等	配置、規模及び高さ	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和のとれた配置、規模及び高さとすること。 駐車場を設ける場合は、参道から目立たない位置に配置すること。 行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。
	形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和し、バランスの取れた形態及び意匠とすること。 歩行者等に圧迫感を与えないように配慮すること。 照明の種類や配置に配慮し、温かみのある光が作り出す参道らしい夜間景観の演出に努めること。 参道際には、良好な周辺の景観と調和した塀、垣又は柵を設けること。 駐車場を設ける場合は、出入り口に供する部分を除き塀、垣又は柵を設け、自動車が参道から目立たないように配慮すること。

	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・別に定める色彩に関する景観形成基準（市街地景観区域-住居系）に適合するとともに、良好な周辺の景観と調和させること。 ・多くの色彩や強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な周辺の景観と調和した素材を使用すること。 ・反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮すること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地が 500 m²以上の場合は、樹木等により緑化し、行為地内の緑化面積^{※2}は行為地面積の 3%以上とし、原則として参道側に配置すること。 ・参道側は樹木等によりできる限り緑化すること。 ・緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺の景観と調和させること。
開発行為	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り現況の地形を生かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮すること。 ・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺の景観と調和を図ること。 ・擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材とすること、又は前面若しくは頂部の緑化など周辺の景観と調和を図ること。 ・行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 ・塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観と調和した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、良好な周辺の景観と調和させること。
土地の形質の変更	方法	<ul style="list-style-type: none"> ○共通 ・行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 ・塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観と調和した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、良好な周辺の景観と調和させること。
		<ul style="list-style-type: none"> ○土石の採取、鉱物の掘採 ・周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として行為地周囲の緑化を行うこと。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺の景観と調和を図ること。 ・採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。
物件の堆積	方法	<ul style="list-style-type: none"> ○土地の開墾、その他の土地の形質の変更 ・できる限り現況の地形を生かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮すること。 ・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺の景観と調和を図ること。 ・擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材とすること、又は前面若しくは頂部の緑化など周辺の景観と調和を図ること。 ・原則として行為地周囲の緑化を行うこと。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺の景観と調和を図ること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。 ・高さを可能な限り抑えけるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。 ・行為地周囲の緑化を行うなど、原則として周囲の道路等からの遮へいを行うこと。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺の景観と調和を図ること。 ・行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 ・塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観と調和した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、良好な周辺の景観と調和させること。

- ※1 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。
- ※2 緑化面積とは、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定の例による算定した植栽面積をいう。

5) 色彩に関する景観形成基準

- ①仲之町参道区域の色彩基準については、市街地景観区域の住居系と同じ基準とします。

③駅前参道区域

2) ③駅前参道区域の良好な景観の形成に関する方針

良好な景観の形成に関する方針	
○建物の形態意匠に配慮することで、参道沿道であることを感じさせる街並みを形成します。	
○道路の整備等を行うことで、安心安全に歩ける空間を形成します。	
○駅前の利便性を活かしたにぎわいの創出と都市的な住環境が両立する街並みを形成します。	
○沿道の植栽などを通じて、四季の移ろいを感じられる緑豊かな空間を創出します。	

3) 駅前参道区域の届出対象行為

行為		駅前参道区域
建築物の新築又は移転		すべての建築物
建築物の増築又は改築		行為に係る建築面積が 10 m ²
建築物の外観の変更		行為に係る面積が 10 m ²
工作物の新設又は移転	1 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	すべての工作物
	2 煙突（支枠及び支線があるものについては、これらを含む。）その他これに類するもの	
	3 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）	
	4 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	
	5 ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	
	6 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	
	7 自動車車庫の用途に供するもの	
	8 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	
	9 道路境界線側に設置する垣又は柵（門柱及び門扉を含む。）	
	10 上記 1～9 に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	
工作物の増築又は改築		行為に係る築造面積が 10 m ²
工作物の外観の変更		行為に係る面積が 10 m ²
開発行為		行為地の面積 500 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10m
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）		行為地の面積 500 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10m
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		行為地の面積 500 m ² 又は物件の堆積の高さが 2m

4) ③駅前参道区域の景観形成の基準

行為	事項	駅前参道区域
共通		<ul style="list-style-type: none"> 参道の趣きを尊重するとともに、参道と調和のとれた景観となるように配慮し、良好な沿道景観の維持に努めること。 生駒駅南側歩行者デッキから見える生駒山の緑の稜線への眺望を遮らないように配慮すること。 生駒市の歴史的な玄関口にふさわしい形態及び意匠とすること。
建築物の新築又は移転等	配置、規模及び高さ	<ul style="list-style-type: none"> 街並みの連続性に配慮した配置及び規模とすること。 参道への圧迫感を与えないように配慮した高さとする。 駐車場を設ける場合は、参道から目立たない位置に設置すること。 行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 にぎわいの創出に配慮した配置とすること。
	形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和し、建築物全体としてバランスの取れた形態及び意匠とすること。 軒・庇を設置するなど、参道にふさわしいデザインを取り入れること。 参道に面する店舗は、参道とのつながりを意識したデザインとし、まちのにぎわいの演出に努めること。 屋上施設は屋根の中に収めるか、壁面の立ち上げにより修景を行い、露出させないように配慮すること。 歩行者等に圧迫感を与えないように配慮すること。 外部に設ける建築設備^{※1}は、参道から目立たないように配慮すること。 屋外階段、バルコニー等を設ける場合は、これらを含む建築物全体と調和させること。 照明の種類や配置に配慮し、温かみのある光が作り出す参道らしい夜間景観の演出に努めること。 駐車場を設ける場合は、出入り口に供する部分を除き塀、垣又は柵を設けて、自動車が参道から目立たないように配慮すること。 建築物に取り付けられた広告物については、建築物の意匠として計画すること。 塀、垣又は柵を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態及び意匠とすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 別に定める色彩に関する景観形成基準（市街地景観区域-商業系）に適合するとともに、良好な周辺の景観と調和させること。 多くの色彩や強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和した素材を使用すること。 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮すること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 行為地が 500 m²以上の場合は、樹木等により緑化し、行為地内の緑化面積^{※2}は行為地面積の 3%以上とし、原則として参道側に配置すること。 緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺の景観と調和させること。
工作物の新設又は移転等	配置、規模及び高さ	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和のとれた配置、規模及び高さとする。 駐車場を設ける場合は、参道から目立たない位置に配置すること。 行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。
	形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和し、バランスの取れた形態及び意匠とすること。 歩行者等に圧迫感を与えないように配慮すること。 照明の種類や配置に配慮し、温かみのある光が作り出す参道らしい夜間景観の演出に努めること。 塀、垣又は柵を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態及び意匠とすること。 駐車場を設ける場合は、出入り口に供する部分を除き塀、垣又は柵を設けて、自動車が参道から目立たないように配慮すること。

	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・別に定める色彩に関する景観形成基準（市街地景観区域-商業系）に適合するとともに、良好な周辺の景観と調和させること。 ・多くの色彩や強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な周辺の景観と調和した素材を使用すること。 ・反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮すること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地が 500 m²以上の場合は、樹木等により緑化し、行為地内の緑化面積^{※2}は行為地面積の 3%以上とし、原則として参道側に配置すること。 ・緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺の景観と調和させること。
開発行為	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り現況の地形を生かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮すること。 ・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺の景観と調和を図ること。 ・擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材とすること、又は前面若しくは頂部の緑化など周辺の景観と調和を図ること。 ・行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 ・塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観と調和した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、良好な周辺の景観と調和させること。
土地の形質の変更	方法	<p>○共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 ・塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観と調和した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、良好な周辺の景観と調和させること。 <p>○土石の採取、鉋物の掘採</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として行為地周囲の緑化を行うこと。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺の景観と調和を図ること。 ・採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 <p>○土地の開墾、その他の土地の形質の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できる限り現況の地形を生かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮すること。 ・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺の景観と調和を図ること。 ・擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材とすること、又は前面若しくは頂部の緑化など周辺の景観と調和を図ること。 ・原則として行為地周囲の緑化を行うこと。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど樹種の選定に配慮し、周辺の景観と調和を図ること。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">物件の堆積</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。 ・高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。 ・行為地周囲の緑化を行うなど、原則として周囲の道路等からの遮へいを行うこと。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺の景観と調和を図ること。 ・行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 ・塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観と調和した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、良好な周辺の景観と調和させること。
--	---	---

※1 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。

※2 緑化面積とは、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定の例による算定した植栽面積をいう。

5) 色彩に関する景観形成基準

③駅前参道区域の色彩基準については、市街地景観区域の商業系と同じ基準とします。

4) 色彩に関する景観形成基準

適用区分	市街地景観区域 住居系 住居系用途地域の区域 ^(*1)			市街地景観区域 商業系 商業系用途地域の区域 ^(*2)			市街地景観区域 工業系 工業系用途地域の区域 ^(*3)			
	明度	彩度	備考	明度	彩度	備考	明度	彩度	備考	
建築物の外壁・工作物の外観	基調色									
	0.0R~4.9R	8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下	
		5.0以上8.0未満	2.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下	
		5.0未満	2.0以下		5.0未満	2.0以下		5.0未満	1.0以下	
	5.0R~9.9R	8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下	
		5.0以上8.0未満	2.0以下		5.0以上8.0未満	4.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下	
		5.0未満	4.0以下		5.0未満	4.0以下		5.0未満	1.0以下	
	0.0YR~4.9YR	8.0以上	2.0以下		8.0以上	2.0以下		8.0以上	2.0以下	
		5.0以上8.0未満	3.0以下		5.0以上8.0未満	4.0以下		5.0以上8.0未満	3.0以下	
		5.0未満	6.0以下		5.0未満	6.0以下		5.0未満	2.0以下	
	5.0YR~9.9YR	8.0以上	3.0以下		8.0以上	3.0以下		8.0以上	3.0以下	
		5.0以上8.0未満	4.0以下		5.0以上8.0未満	6.0以下		5.0以上8.0未満	4.0以下	
		5.0未満	6.0以下		5.0未満	6.0以下		5.0未満	3.0以下	
	0.0Y~5.0Y	8.0以上	3.0以下		8.0以上	3.0以下		8.0以上	3.0以下	
		5.0以上8.0未満	4.0以下		5.0以上8.0未満	6.0以下		5.0以上8.0未満	4.0以下	
		5.0未満	6.0以下		5.0未満	6.0以下		5.0未満	3.0以下	
	5.1Y~9.9Y	8.0以上	2.0以下		8.0以上	2.0以下		8.0以上	2.0以下	
		5.0以上8.0未満	3.0以下		5.0以上8.0未満	4.0以下		5.0以上8.0未満	3.0以下	
		5.0未満	6.0以下		5.0未満	6.0以下		5.0未満	2.0以下	
その他の色相	8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下		
	5.0以上8.0未満	2.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下		
	5.0未満	2.0以下		5.0未満	2.0以下		5.0未満	1.0以下		
無彩色	8.0以上	0	使用可	8.0以上	0	使用可	8.0以上	0	使用可	
	5.0以上8.0未満	0	使用可	5.0以上8.0未満	0	使用可	5.0以上8.0未満	0	使用可	
	5.0未満	0	使用可	5.0未満	0	使用可	5.0未満	0	使用可	
強調色										
<ul style="list-style-type: none"> ・明度は全明度使用可、彩度は全彩度使用可。 ・各立面の面積の1/5（高さ31m超又は建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10）の面積まで使用可。 ・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。 										
建築物の屋根	0.0R~4.9R	7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下	
	5.0R~9.9R	7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下	
	0.0YR~4.9YR	7.0以下	2.0以下		7.0以下	4.0以下		7.0以下	2.0以下	
	5.0YR~9.9YR	7.0以下	3.0以下		7.0以下	6.0以下		7.0以下	3.0以下	
	0.0Y~5.0Y	7.0以下	3.0以下		7.0以下	6.0以下		7.0以下	3.0以下	
	5.1Y~9.9Y	7.0以下	2.0以下		7.0以下	4.0以下		7.0以下	2.0以下	
	その他の色相	7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下	
無彩色	7.0以下	0	使用可	7.0以下	0	使用可	7.0以下	0	使用可	

適用除外

- ・地区計画によって、独自の景観・まちづくりが進められている地域で、色彩についても独自の内容が定められている場合は、景観計画に定める「良好な景観の形成に関する方針」に反しない範囲において、この色彩基準によらないことができる。
- ・木材や地場の石材等の自然素材色は、施工直後には色彩基準の範囲に含まれていなくても、経年変化によって風格ある穏やかな色調に変色することが多いことから、この色彩基準によらないことができる。
- ・他の法令によって色彩が規定されているものについては、この色彩基準によらないことができる。

(注) 建築物の屋根の色彩には、陸屋根の防水層の色彩を含む。

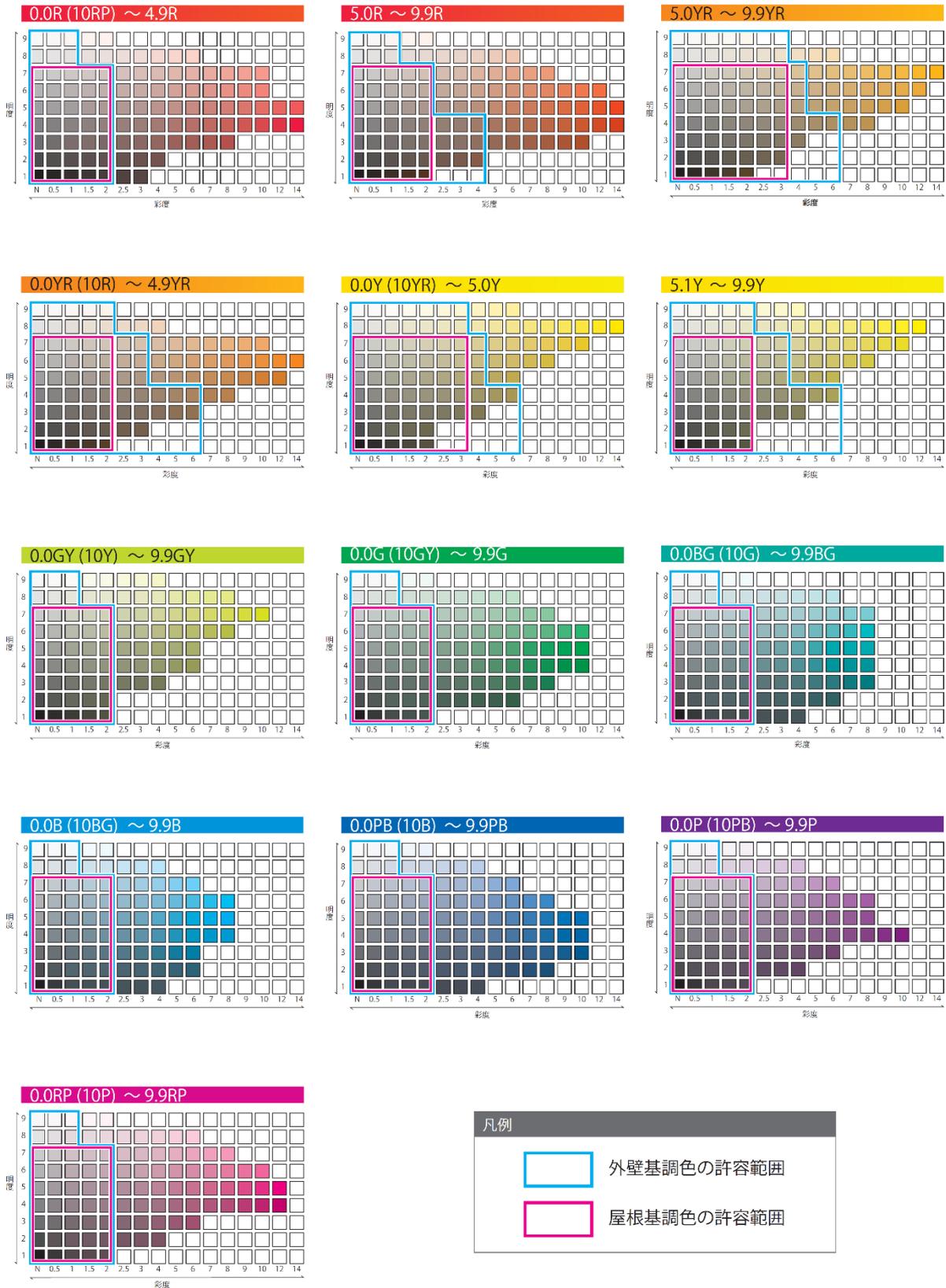
(注) 工作物には、開発行為、土地の形質の変更、物件の堆積に伴う塀・柵の新設等を含む。

*1 住居系用途地域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域

*2 商業系用途地域：近隣商業地域、商業地域

*3 工業系用途地域：準工業地域

市街地景観区域—住居系

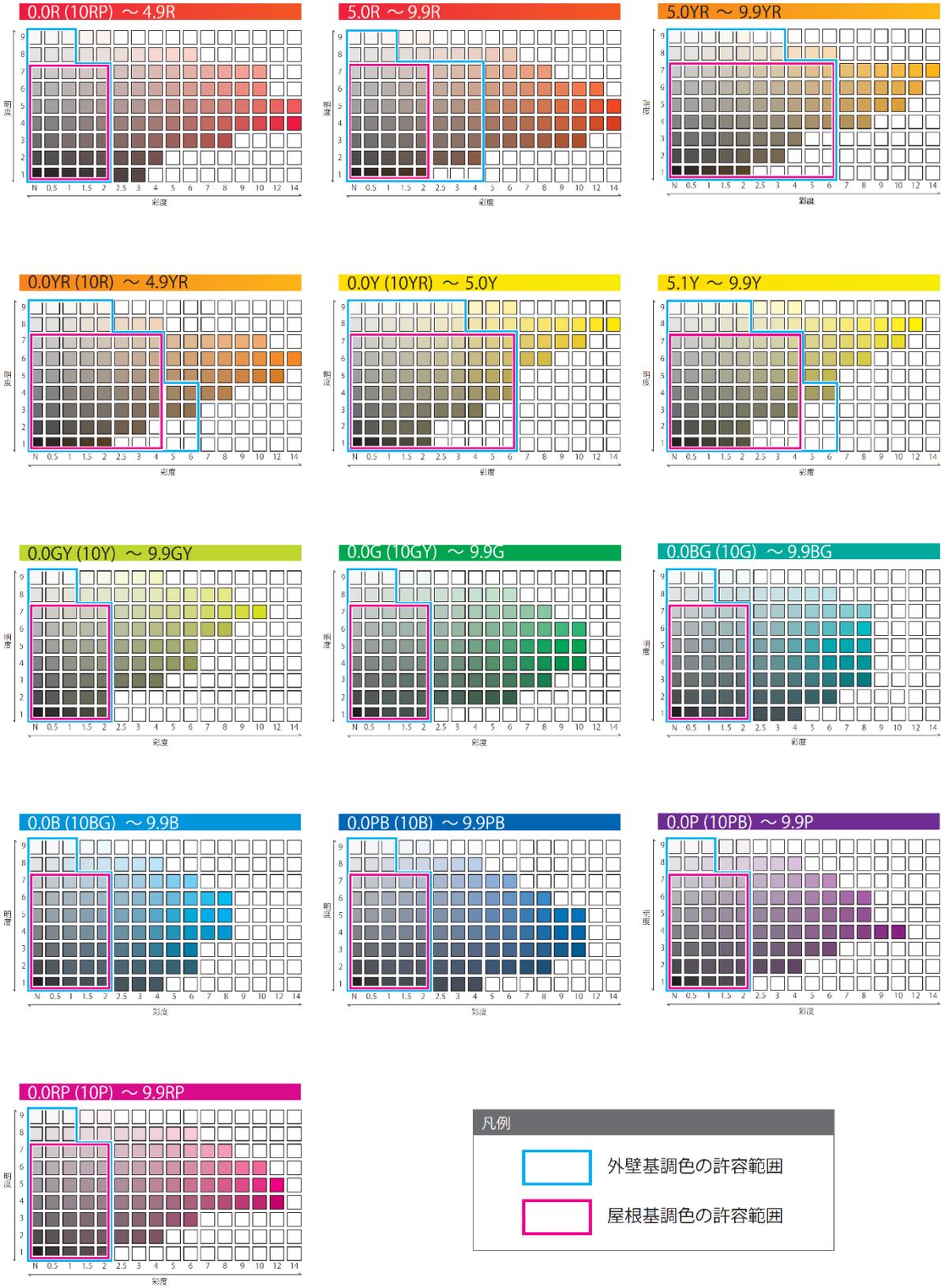


凡例

- 外壁基調色の許容範囲
- 屋根基調色の許容範囲

(注) 表示されている色は色彩をイメージしやすくするために表示しているもので、正確なものではありません。

市街地景観区域—商業系



凡例	
	外壁基調色の許容範囲
	屋根基調色の許容範囲

(注) 表示されている色は色彩をイメージしやすくするために表示しているもので、正確なものではありません。